

教議第47号

令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択について

総合所見及び各資料に基づいて、令和7年度に呉市立中学校・義務教育学校（後期課程）で使用する教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））を採択する。

資 料

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 教科用図書採択スケジュール | ・・・ 1～2 |
| 2 | 令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択
手続について | ・・・ 3 |
| 3 | 令和7年度に呉市立小学校，中学校及び義務教育学校で使用する教科用
図書の採択に係る基本方針について | ・・・ 4～5 |
| 4 | 令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択の
ための調査・研究要項 | ・・・ 6～7 |

教科用図書採択スケジュール

	小学校		中学校		高等学校	
	教科用 図書	学習指導 要領	教科用 図書	学習指導 要領	教科用 図書	学習指導 要領
平成27年度			採択		採択	
平成28年度		改訂		改訂	採択	
平成29年度	特別の教科 道徳 採択				採択	改訂
平成30年度	採択	特別の教科 道徳 全面实施	特別の教科 道徳 採択		採択	
令和元年度	採択	〃	採択	特別の教科 道徳 全面实施	採択	
令和2年度		全面实施	採択	〃	採択	
令和3年度		〃	社会(歴史的分野) 採択	全面实施	採択	
令和4年度		〃		〃	採択	全面实施
令和5年度	採択	〃		〃	採択	〃
令和6年度		〃	採択	〃	採択	〃
令和7年度		〃		〃	採択	〃

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
(昭和三十八年十二月二十一日 法律第百八十二号)

第三章 採択

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令
(昭和三十九年二月三日 政令第十四号)

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行なわなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を選択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を選択する期間(以下この条において「選択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条第一項に規定する教科用図書を選択する場合を除き、四年とする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

(昭和三十九年文部省令第二号)

(同一教科用図書の選択の特例)

第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を選択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い選択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一・二 略

三 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第十二条の規定による再申請(同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。)により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に選択された教科用図書を選択していた期間

四・五 略

令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の
採択手続について

学校教育課

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項」による。

3 日程

	内 容
4 月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5 月	○「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定
8 月	○「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択手続について」及び「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項」を教育委員会会議で報告 ○選定委員，調査・研究委員の指名 ○選定委員会（原則2回実施） ○調査・研究委員の部会（原則3回実施） ○教育長へ総合所見の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和6年6月18日（火）～令和6年7月1日（月）

日時 平日 9時30分～19時

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601室

令和 7 年度に呉市立小学校，中学校及び義務教育学校で使用する教科
用図書の採択に係る基本方針について

令和 6 年 5 月 3 0 日
呉 市 教 育 委 員 会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は，学校教育において，教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し，教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとっとり，本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また，学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については，児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際，次の観点に基づいて，広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 知識及び技能の習得
- (イ) 思考力，判断力，表現力等の育成
- (ウ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (エ) 内容の構成・配列・分量
- (オ) 内容の表現・表記

イ 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく，採択権者の判断と責任において，採択における適正，公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について，採択後，遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について，採択後，遅滞なく公表するものとする。

- (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは，その資料
- (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは，その議事録
- (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

呉市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

(1) 小学校用教科用図書について

ア 令和6年度においては、原則、令和5年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 呉市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

a 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究する観点等を示す。

b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

c 今年度採択する教科用図書について全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

(イ) 調査・研究委員においては

a 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。

b 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長及び教員等とする。

c 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採
択のための調査・研究要項について

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和7年度に呉市立
小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針につ
いて」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における
義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観
点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(1) 構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(ア) 呉市立中学校長会長1名

(イ) 呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長
（以下「部会代表校長」という。）11名

(ウ) (イ)に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

イ 選定委員会は、原則として会議を2回開催する。

ウ 選定委員会は、保護者代表及び学識経験者に会議への出席を求め、その意
見を聴くものとする。保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員に依
頼する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会の会議を傍聴することができる。

(2) 任務

ア 選定委員会は、次の手順により、調査・研究する観点、内容及び範囲（以
下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委
員（以下「調査・研究委員」という。）に指示する。

(ア) 部会代表校長は、教科等の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、
選定委員会に提出する。

(イ) 選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

(ウ) 選定委員会は、調査・研究委員に観点等を示す。

(エ) 選定委員会は、観点等を決定する際、保護者代表及び学識経験者の意見
を取り入れるよう、努めるものとする。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員の調査・研究報告書を基
に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作
成し、教育長に提出する。

(ア) 部会代表校長は、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書
について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという観点から作成する。

(イ) 選定委員会は、総合所見を作成する際、保護者代表及び学識経験者の意見を取り入れるよう、努めるものとする。

3 調査・研究委員の部会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、呉市立中学校長会長の推薦を基に、教科用図書の発行種目ごとに校長及び教員等のうち7名以内を教育長が指名するものとし、発行種目ごとに部会を組織する。

イ 調査・研究委員の部会には、互選により代表者1名を置く。その際、代表者は、原則として校長又は教頭をもって充てる。

ウ 調査・研究委員の部会は、原則として会議を3回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

4 調査・研究報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。

